

Title	ジョン・ ノードウン著『サヴェイヤーの対話』、その各版異同について
Sub Title	John Norden's The surveyor's dialogue : each edition collated
Author	高橋, 裕一(Takahashi, Hirokazu)
Publisher	三田史学会
Publication year	2025
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.94, No.1/2 (2025. 1) ,p.127 (127)- 153 (153)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20250100-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ジョン・ノードウン著『サヴェイヤーの対話』、 その各版異同について

高橋 裕 一

はじめに

J・サースク博士は一七世紀を、「英語で書かれた農書のいわば黄金時代」と記しているが、当時の農業関連書は少なからず、農法など農業事情だけでなく土地制度ほかカントリサイドの社会一般について詳細、有益な情報を与えてくれている。一七世紀早期（一六〇七年）に初版が刊行されたジョン・ノードウン（一五四八―一六二五年頃）の著『サヴェイヤーの対話』も、概ねそうした古文獻の一つと見てよい。^① 地図製作に大きく貢献し、当時まだ「新参の技芸 an upstart arte」^②と考えられていたマナーのサーヴェイ（測量・査定、時には積算）業務を営んだ著者の先進的経験、エキスパートとしての専門

知見が豊富に盛り込まれている本書は農業・経済史だけでなく法制史、技術史、広く農村社会史に及ぶ情報の宝庫と捉え得るであろう。かつて椎名重明氏は本書を、「17世紀初頭の農業・土地問題を中心に、地主、地主の土地の管理人、借地農、ヨウマン、ハズバンドマンなどの対話の形で、当時のいろいろの問題を議論させている興味深い著書。いわゆる農書とは異なり、土地関係（つまり地主と農民の関係、地代、農民の状態など）について、多くの点を示唆していて、古くからしばしば利用されているが、どちらかといえば、地主の土地管理人の立場―したがって地主の立場―から事物をみている。Six books からなるが、sixth book（第六章）は168年に追加されたものである。」と紹介している。^④

本書に關して特筆されるべきは広く読まれ長く世に流布した、その持続性と影響力である。著者生前の一七世紀前期に三版を数え、死後も一八世紀前期に第四版、一九世紀半ばに建築業関係者の編纂した第五版と続き、二〇世紀後期のコピー編集版を経て、新たな解説や脚注等を付す「決定版」が登場した二一世紀初頭まで、途切れず発刊が続いている。際立って多様、かつ重層的な領域が包摂される本書自体の研究史上の位置づけ、内容の詳細な分析は別稿に譲るとして、本稿では『サヴェイヤーの対話』の概略を紹介し、六回にわたる刊行の推移をある程度書誌的にたどりながら各版構成上の異同、その意味合いについて考察したい。

1 『サヴェイヤーの対話』初版の刊行 (一六〇七年)

初版(一六〇七年)の公刊は印刷者シモン「サイモン」・スタッフォード Simon Stafford、発行者ヒュー・アストリー Hugh Astley に よ る も の で、ロバート・セシルへの献辞、善意の読者とりわけ領主及びテナントへの書簡形式を採った序文、印刷者の手になる正誤表(この版にだけ挿入)、著者から本書へ寄せた詩文、各篇の

内容概要を経て、本編に入る。

表題は『サヴェイヤーの対話』五つの篇に分かれる。通読すれば、土地からの収入もしくはその施肥・利用又は占有にかかわるべきあらゆる人、領主とテナントの双方にとってきわめて有益。同じく、そして就中、マナーや土地、保有物件等々を扱うサーヴェイ業務能力で熟達し、認知されるべく努めている人にとっても然り。I・N・著⁽⁵⁾。

各篇の主旨を短く表現している、著者による内容概要⁽⁶⁾を、原文表記を踏まえて簡明に纏めると次の如くである。

第1篇:「ファーマー Farmer」と土地を扱う「サヴェイヤー Surveyor」の間の意見交換を内容とする。ここではマナー及び土地のサーヴェイ業務が領主とテナントの双方に不可欠であること、併せてテナントが自身の保有条件 tenures という観点から領主にいかなる姿勢で振舞うべきか、が明らかにされる。(登場人物は著者の分身たる「サヴェイヤー」と、比較的裕福な「ファーマー」)

第2篇:「マナー」領主 Lord」と「サヴェイヤー」の間で、マナーの状況、それに属する諸部分やそこから生じる収益 profits の現状、マナー領主はテナント層にど

のように対すべきか、が論題とされる。(登場人物は「サヴェイヤー」と、雇主たる「領主」すなわち土地マナーを所有する地主)⁽⁷⁾

第3篇：コート・オブ・サーヴェイの運営の様子や方式を内容とする。⁽⁸⁾ 審問調査されるべき箇条 the Articles to be inquired of、及び任務 charge。謄本 Copies、賃貸借契約書 Leases、捺印証書 Deeds に記入提出し、それらを記録保管する仕方。マナーの土地図面 plot を作成する仕方。(登場人物は「サヴェイヤー」、前出「ファーマー」と同一人物の「ベイリフ Bayle [Bayly]」、及びテナントでコート・オブ・サーヴェイ又はマナー裁判所の「陪審 Jury」の一人)

第4篇：目盛り scale や羅針 (製図器) compass、また勘定 accompanying の際にそれを容易にするための換算表 [Tables of computation を用い、あらゆる種類の地面のエーカー数を算出する手法を示す。(登場人物は「サヴェイヤー」と、前出「ファーマー」兼「ベイリフ」)

第5篇：地面・土壤の様々な性質、それら(土壤)がもつとも適切に利用される方法、及びあらゆるファーマー、ハズバンドマン husbandmen にとって好適なように土壤の向上、改良、改善を図る方法を示す。(登場

人物は第4篇と同じ)⁽⁹⁾

右記の概要に筆者が付け加えれば、第1篇の半分以上は、どちらかと言うとこれまでの慣習(及びそれに伴う既得権)にも拠りながら領主の経営合理策をサポートする「サヴェイヤー」の測地・見積り(土地の区画図製作を含む)行為に対し、種々の理由から反発する「ファーマー」と、サーヴェイ業務の領主・テナント双方への有用性を多面的に説得する「サヴェイヤー」との間の、激しく真摯な議論に充てられている。その問題と関連し、比較的富裕なテナントの間に、保有地の一層有利な権利の高値確保や、あるいは自由保有権などの購入を欲得ずくの野望に駆られて張り合い、競合する動き avaricious emulation が現出していること、すなわち物価高騰などに伴う社会・価値観の変化のなか、土地諸権利をめぐる緊張を孕みつつ限定的市場競争の生起していた光景が、対話者双方の懸念・批判のニュアンスも込めて明示的に描かれている。⁽¹⁰⁾ その過程で「サヴェイヤー」の抱く強固な専門プロフェッション意識が早くも強く打ち出されている。⁽¹¹⁾

第2篇では、エステイトに持つ領主権をたてに最大限の権利行使及び収益源確保を目論む「領主」(「ファーマー

マー」は「利益絡みの諸事に頗る詮索好きな very acquisitive of things of profit」その性向を指摘している⁽¹²⁾とのやり取りの中で「サヴェイヤー」は、地代や保有更新料だけでなくマナー領主権に由来する多様な利得 profits や収入項目（相続料や賦役のような封建的残滓やマナー裁判所関連、地下資源はかも含む不定期利得 perquisites ないし臨時支払 casualties など）を網羅的に例示する⁽¹³⁾。他方「領主」とテナント双方の互恵を期す公平な調停者、確固たるプロフェッションとして、「サヴェイヤー」は正しき良心 good conscience の発現を心がけ、所有者に対しては良き領主 good landlord たるべくテナントら配下への友愛 love や好意 favor といった配慮、取立てに穏当な方針 moderate course を要望し、過重負担の強要を戒めている⁽¹⁴⁾。

第3篇では前出の「ファーマー」が、今度はマナー運営の要職を構成し、ある意味、領主代官たる「ベイリフ」として再登場する。ここでは主に領主裁判所やとりわけコート・オブ・サーヴェイに諮られ決定される任務や項目など（全40箇条）が、「サヴェイヤー」と「ベイリフ」による当該（ボーランド・）マナー内の巡回・踏査の過程で、関連する法的手続、文書書面の解釈及び作

成ほかの解説も交えながら詳述される。いわばカントリ・ランドスケイプが印象的に描き出されていると同時に、当時の（基本的には領主側からの）エステイト・マネジメントの該当業務細目が漏れなく記載されている⁽¹⁵⁾。器具類を含めた測地実務、図面製作についての「サヴェイヤー」の教示・所見が披瀝された後、当該コートの陪審（構成員）の一人を同行させ、関係者各位の集合・審理の開始を前に対話は終わる。マナー踏査・視察の随行に適したテナントを数人、指名するよう「サヴェイヤー」が「ベイリフ」へ勧奨しているくんだりなど意味深い⁽¹⁶⁾。

第4篇では、サーヴェイ業務にかかわる算術、幾何、代数の基礎が記述の中心をなす。「サヴェイヤー」（＝ノードウン）の着目する、サーヴェイ及び数学関連の先行文献やその著者たちが紹介されているほか、測量単位が、あるいは各地の慣習や既得権によって不揃いで、あるいは議会の法令（指令）を介してその標準化も進められるなか、保有地の地代額（価額）を領主が定める根拠となるのはあくまで当該地の「質的・量的特性 the quantity and quality」である旨、「サヴェイヤー」が言明している⁽¹⁸⁾。サーヴェイの実施結果を知らせるよう求め

る「ベイリフ」に対し、専ら雇用主＝領主のため秘匿されるべき情報もあるとして「サヴェイヤー」が強く拒絶している発言は見逃せない¹⁹⁾。

第5篇では、「サヴェイヤー」が「ベイリフ」に随行し、後者の住むエステイト内をあらためて実地踏査しながら語り合う。地質土壤や土地利用・農法の現況（排水灌漑、名高い技師、牧畜、商品作物）、森林管理（森林破壊への懸念、その要因）、養魚池や水車、雑草対策と施肥、地下資源などが、費用対効果や収益（性の）最大化、技芸・Art・精勤・Industryの尊重、等々が縦横に論じられる。それと多少とも関連付けて、プロフェッショナル・職分論の一端も展開されている²⁰⁾。また、サマセットシャー州トントン・Tauntonに近いタンディーン・Tandeanという地名を挙げ、優れた農法でここが（かつて）「イングランドの理想郷 the Paradise of England」だった、と記しているのは恐らくノードウン自身の実地体験に基づいた興味深い証言といえる²²⁾。本篇でも第3篇と同様、昔日の理想化や郷愁、当今の社会風潮への危機感を滲ませつつランドスケープの実相を、現実の仕事場としてそこに深く親しんだ専門当事者が巧みに活写している点、味読に値する。併せて本篇では全体を通じ、とり

わけ土地をめぐる諸権利相互の関連性が包括的かつ詳細に記されている。

2 第二版に見る改訂・増補

『サヴェイヤーの対話』はノードウンの生前に二度再版され、それぞれの変更には当然、著者の意向が直接反映されている。

第二版（一六一〇年）の印刷者はI・W・（ないしW・S・）、発行者はI・バスビーI. Busbyとなっている（I・W・はジョン・ウインデットJohn Windet、W・S・はウィリアム・スタンズビーWilliam Stansby）。第一版と同じ献辞、序文、詩文、各節の内容概要を経て、本編に入る。この版から印刷者による正誤表が省かれ、本文での追加に対応して（各篇）内容概要に第6篇が加筆された。

表題は『サヴェイヤーの対話』通読すれば、あらゆる人、但し就中、土地を買ったり売ったりする必要のないし意思のあるジェントルマン、もしくはそれ以外のファーマー、ハズバンドマンにとってきわめて有益。同時に、それらの土地の迅速かつ正確なサヴェイ業務に際しても然り。併せて、多くの必須な定則に拠ってコート・オ

ブ・サーヴェイを運営する形式と方法、当該目的に添うおなじみの換算表を付す。同様に、テナント並びに領主の双方の立場から見た、地面に対する施肥の適正な活用あるいは地面の占有について。すなわち、あらゆる形態の土地や保有物件等々をサーヴェイする真正な能力のことを指す。この度、新たな印刷に付される。併せて同じ著者による増補が行なわれ、第6篇が新規に追加されて、それは土地の購入（希望）者 Purchaser of Land とサーヴェイヤーの間の打ち解けた楽しい会話からなる。双方いずれにも間違いなく有用で、以上は單純封土権 Fee simple の形態をとるにせよ、そうでなく賃借権によるにせよ、土地（の権利）を購入しようとする場合、誰にとつてもきわめて必要性の高い事柄である。I・N・著、六つの篇に分かれる⁽²⁴⁾。』

著者による内容概要へ追加されている記載を纏めれば、以下の通りである。第6篇…土地の購入を希望する者とサーヴェイヤーの間で交わされる短い会話を内容とする。ここで述べられるのは單純封土権の形態で、もしくは賃借権 Lease を介し、土地を購入する能力と意思のある者にとつて考察を必要とする諸論点である。（登場人物は「サーヴェイヤー」と、「土地購入（希望）者 Purchaser」。

「chacer」⁽²⁵⁾。後者は、同じマナーに居住するテナント・ファーマー⁽²⁶⁾）

第1篇を見ると字句の若干の変更を除き、異同は少ない。例えば、算数（算術）にもとづいて土地面積の合計を計測し、図面化することがサーヴェイヤーの職務の必要事項という（「サーヴェイヤー」の発言）箇所で、第二版には「しかしそれが全てではない」と付け足されている。また境界の設定ほか農地の実測に際し、テナントたちの助力が得られなければ「サーヴェイヤーは自らの技芸 his artie においてひどくしくじるだろう」との表現が、「……自分の技芸ではなく、（託された）仕事の本質 truth of his worke においてしくじるだろう」と訂正されている。一方、野心的なテナント・ファーマーの間に見られた、ファイン（更新権利金）やレント（地代・賃貸料）に高値を申し出て保有権を確保しようとする熱狂的かつ貪欲な張り合いを描写する箇所で、初版に見られた「ロンドンの呼売り outcry の場と同じように」という表現が削除されるなどの修正が施された⁽²⁶⁾。

第2篇では字句の若干の変更にとどまり、異同は少ない。あえて二箇所指摘すれば、中世以来の名残ともいえる隸農的身分とその隸属状態について「領主」でさえ憂

慮を隠さないくだりで、彼の発言として「私はむしろ、現在の我々が自尊 pride や貪欲 covetousness、大食 gluttony、好色 lasciviousness、酒浸り drunkenness といった事どもに甚だしく隷属 in bondage しているのを恐れる。……」といった文言が付け加えられ、以前より一層欲望が露わになった社会状況へ抱くノードウンの憂慮の深まりが窺われる。同じ「領主」の発言のなかで、サヴェイヤーが雇われている（地主の）側に立つべき論拠として、この版では前版にあった権利 right に加え、⁽²⁸⁾ 衡平 equity の概念を持ち出している。

第3篇では合計で四〇箇所以上に及ぶ、概ね補足説明的な書き足しが見られる。それらの中で着目されるのは、コート・オブ・サヴェイで規定される用務内容の若干の条項（項目の入れ替えや変更も）で主に土地所有者の立場・権益、善行配慮などに絡んで少なからず加筆されている点である。例えば所有・保有地の境界区分の把握・確定、慣習保有権などの相続問題、マナー慣習、マナー内の鳥獣、偶然的拾得物、鉱脈、泥炭、植草、定期市ほか市場（の開設や保有形態）、リート裁判所ほか各種裁判所と関連文書、等々。⁽²⁹⁾

第4篇では、概ね字句の修正、若干の補足にとどまっ

ている。ランドルフ「ラダルフ」・エイガス（アッガス）の業績に触れた記述の変遷をめぐっては、第三版の部で一括して言及する。⁽³⁰⁾

第5篇では、排水灌漑、土壌・施肥、牧草地、地味の回復、小麦の生産性など広く農業・農法上の諸問題について字句、表現に変更や追加を行なった箇所が十数点見られるが、いずれも概ね補足的なものである。⁽³¹⁾ 一点注意すべきは、対話者双方がジェントルマンの不見識も含め森林、材木の激減・枯渇をいささか感情的に論じ合うなかで、「サヴェイヤー」が森林保全の措置をめぐって、初版でそれを「實際考慮すべき事がらである。なぜならそこ（森林）に濫伐 abuses が生じているから」と指摘している箇所、第二版に至り「……なぜなら森林の濫伐は際限なく、また耐え難いまでになっているから」と強調が加えられている。⁽³²⁾

第二版から書き加えられた第6篇

第二版では初版になかった、「サヴェイヤー」と、フアーマーで「土地購入（希望）者」＝潜在的な土地投資家との対話からなる一篇が新たに追加されている。⁽³³⁾ 手持ち金100ポンド（ないし100マーク）で初めて単純封土権付き

の自由保有地の購入を希望する富裕なテナント・ファーマー「土地購入（希望）者 Purchaser」に対し「サヴェイヤー」は、昨今の気質・風潮からくる過度な野心を戒め、単純封土権付き土地購入に難色を示す。現実論として単純封土権（自由保有）と定期借地の利点及び欠点を対比提示したうえで、また子息の生活安堵に前者の持つ優位を認めつつも、投資（額）規模の比較的小さいことや購入後の資金繰り等を考慮し、より分相応の若干短期な21年間の定期借地権の買取りを、（将来生じうる問題点を承知しながら）あえて推奨する。⁽³⁴⁾ かくの如く本篇は概ね土地投資に向けた資産運用の手引とも目される記載内容で、従って末尾に至つての「サヴェイヤー」の発言中、列挙されるのがエステイト購入の際に売り手と買い手の双方が周到に留意すべき重要確認事項である点、とりわけ意義深い。⁽³⁵⁾

3 生前最終の第三（完結）版（一六一八年）

印刷者はトマス・スノーダム Thomas Snodham。内容構成は第二版と同様で、著者が最終の修正・加筆を施した、いわば生前の完結版と考えてよい。

表題は『サヴェイヤーの対話・通読すれば、あらゆる

人、但し就中、土地を買ったり借りたり売ったりする必要ないし意思のあるジェントルマン、ファーマー、ハズバンドマンにとつてきわめて有益。同時に、それらの土地の迅速かつ正確なサーヴェイ業務に際しても然り。併せて、多くの必須な定則とともにコート・オブ・サーヴェイを運営する形式と方法、当該目的に添うおなじみの換算表を付す。同様に、テナント並びに領主の立場に適合した、いくつかの地面に対する施肥の活用について。

この度、三度目の印刷に付される。併せて同じ著者による増補が行なわれ、第6篇が新規に追加されて、それは土地の購入者とサヴェイヤーの間の打ち解けた楽しい会話からなる。双方いづれにも間違いなく有用で、以上は単純封土権の形態をとるにせよ、賃借権によるにせよ、土地（の権利）を購入しようとする場合、誰にとつてもきわめて必要性の高い事柄である。I・N・著、六つの篇に分かれる。⁽³⁶⁾

読者への序文で第三版には語彙の重要な入替えが二箇所ある。土地所有者や野心的フリーホルダーの向こう見ずな虚栄的浪費に対する戒めを述べた部分で、初版、第二版では「私はこのことを愛情 attachment ではなく予防 prevention の観点から語っている」となっているの

が、「……警告 caution の意味で……」に変更されている。これは恐らく、想定される読者に配慮した語彙調整と見られる。⁽³⁷⁾ また著者がジェントルマンに向かって、自身の名誉や高位を支えるテナントら配下の者に対し「自身の支配 commands の及ぶ範囲内でそうした仕方に則り、この人たちにありつただけの好意や寛容を以て接し……」云々と論ず部分で、高位者の払う配慮の条件が「自身の収入 revenues の許す範囲内で……」と変更されている。土地所有とエステイト運営の要諦は内部収入源の把握と確保・拡大及び（収益）効率向上と見る著者の姿勢を、冒頭部で一際強調した変更となっている。⁽³⁸⁾

第1篇については、マイナーな加筆、修正にとどまっている。

第2篇についても、字句表現や説明に追加などを行なった箇所が三〇点ほど見られるが、ほとんど補足的なものにとどまる。⁽³⁹⁾

第3篇では、字句表現や説明に変更・（具体例を含めた）追加などを行なった箇所が数多く見られるが、いずれも概ね補足的なものである。⁽⁴⁰⁾ 一方、「サヴェイヤー」が職業上、知っておくべき事項と説くマナー内、木材加工向け森林樹木の本数把握については具体的な手法説明

が本版から一部削除されているが、すでに指摘した著者の森林保全・管理重視の姿勢は一貫している。そもそもノードウンは体験上、森林各種の事情に明るく、収益源、資源の二つの視点で林野を重視する。⁽⁴²⁾ ところで、「ベイリフ」の「あなたの話を簡略化すれば、（森林以外も含む）土地の賃貸 letting や売却 sale の際にも同じようなこと（対象地の特性や産物、価額の判定）が考慮されるべきです」に続く対話として、以下が追加されているのは注目に値する。

「サヴェイヤー」：「……いくつかの場所を見ると、質的に類似した土地の間で生じる価格 prices の差異はそれほど大きくなり得ない……。というのもエーカー当たり、放牧地と同じくらいの給餌飼養 feeding、干し草の必要量、あるいは同水準の耕作収益額 profit in tilling を生じると目される土地は、世帯（人数）companies の等しいファミリに同じくらいの生計維持額 maintenance をもたらすだろう。従って質的に類似する土地の年間価額があまり大きく違わないのも道理である。」

「ベイリフ」：「確かにそれが道理で、（年間価額の）差異は大きくならないはずです。けれど、それ（土地）は通常、産物の出荷（額）vent of commodities に応じて

価額評価されるのです。但しこの問題はさしおきましよう。市場向けの土地評価規準・算定をめぐって、外部サヴェイヤーと農地当事者の間に認識差のあることが知れよう。⁽⁴³⁾

エンクロージャをめぐって初版以来、三つの版の記載が少しずつ異なっている一箇所は着眼に値するので、まとめて言及したい。コート・オブ・サヴェイの扱う共有地（耕圃あるいは牧草地）の（領主の許可やテナントの合意を伴う）エンクロージャ関連について、

初版・「ベイリフ」の「では、あなたはエンクロージャを好んでおられないわけです（か？）」との問いに対し、「サヴェイヤー」は「私はそれを好んでいる。私見ではテナントがその能力手腕を増進させるために採り得る、それはもつとも有効な手段と考える。対象の地面が適合すれば、囲い込まれた一エーカーは共有地（形態での）一エーカー半に相当するからである。但しそれは（関係者相互の合意を伴う）一般的な形態 general であるべきで、領主が侵奪的な usurping エンクロージャによって住民人口を減らすべきではない。」

第二版・「（同右から以下へ続く）そうなれば、神にとって憎むべき、人にとっても不快きわまりない事態であ

る。」

第三版・「（同右から傍線部だけ除き、以下へ続く）但しイングランドで荒蕪地や不利益な共有地 commons が囲い込まれ、それぞれに相応しく割り当てられれば、優れた耕作管理 manurance を介してイングランドの（他の）どの一州より（一層）多くの人々に食糧を提供するようになる。」⁽⁴⁴⁾

テナント間の囲い込み行為や、エステイト経営の一助として土地所有者がテナントと合意したエンクロージャには積極的な賛意を示しつつ、領主（主導・単独）によるエンクロージャに対しては消極姿勢か、あるいは一定条件付きの賛意表明であったのが、第三版で著者は、その社会・公益に資する側面（食糧増産など）を併せて打ち出しているように見える。⁽⁴⁵⁾

第4篇では、字句・表現の微細な修正、補充のほか、土地面積の算出（換算表）をめぐり、ランドルフ「ラドルフ」・エイガス「アッガス」氏の業績（換算表）についてのコメントが注目される。そこには不備があつて自分が修正したが氏の努力は称賛に値し、他のものに比べもつとも迅速な表なので掲出する、と。第一、二版にあった補足説明（同主旨だがわずかに異なる）がこの版で

は異例なことに削除されている。⁽⁴⁶⁾

第5篇でも、数多いマイナーな修正、削除、(事例を含む)加筆・補整のなかで、エンクロージャ関係の記述の変化が注目値する。初版からある「現存する産品 commodity が将来の時代(の人々)から、より良きものを奪うべきではない」という小見出し marginalia 部分の、「すなわち、たつた一つの産品のために、本来パブリック・ウィールに一層有利な(便宜性の高い)別の産品が、一部の私人 some private men の手で放棄されるような場合」の危険性を指摘した記述の後、第三版では古代のローマ(コンスルが森林保護を担当、ウエルギリウスの詩にもある)と、現今のヴェネチアに見る森林保護、植林について触れられ、かかる特有な物品(森林↓木材)の全般的な荒廃、その予防の欠如こそ憂えるべきで、それはこのコモン・ウエルスの哀しむべき弱体化を招く、等の説明が新規に加えられている。これがエンクロージャなどによる人口荒廃の記述へ接続され、「思うにあなたの言おうとする意味は」から始まる「ベイリフ」の発言は、「荒廃化 Devastation とは」と一層具体的に訂正されるに至る。前版と同じ、以下の「荒廃化が生じるのは、農地あるいは村 town[e]ships が私人によ

って無人化され、家屋群が取り壊され、土地が以前より(何らか)私的使用に、例えば羊の放牧地とか畜牛の牧草地とかの限定使用に転じられ、すなわちそういった収益性に乏しい用途のせいで一段と好ましい穀物(作付)が放棄されるときです」は、「ベイリフ」の口を借りた、ある種のエンクロージャ批判論の紹介と見てよい。

これを受けた「サヴェイヤー」の発言(「森林減少に伴う」無人化 Depopulation は危険、との小見出しに続く)を見ると、「それぞれの場所で穀物(栽培用途)も羊や畜牛(の飼養)もどちらも必要であることは、何人も否定し得ない。但し立派な家が建ち、誠実な人々や良き臣民たちがそこに住み、もてなしの気持ち hospitality が保たれ、貧しい人たちが救済され、国王陛下への奉仕が高められ、かくして(そうした状況が)コモン・ウエルスに一段と役立つところで、(しかしあえて)牡牛や羊を飼養しようという場合、それがコモン・ウエルスの破壊 Dane、無神論 Atheism (の特性)をあからさまに示す行為、愚かに気取った野心 apish ambition あるいは貪欲な張り合い wolfish emulation の証し、と言わぬ者が誰かあろうか? とはいえ現状の改革を周到に規定する法令・制定法 statute が存在する以上、家屋を空き家

にする人や森林を毀損する者について場所や人(の例)を挙げる向きがあるかもしれないが、私としては非難するのは控えよう。……」(傍線部は第三版での加筆箇所)⁽⁴⁷⁾。

きわめてアンビヴァレントな言い回しであるが、「サヴェイヤー」はエンクロージャの生み出す(一部領主やとりわけ有力テナントにとつての)効率や収益性の向上を認識し是認しながらも、とりわけ森林消失などに伴うコモン・ウェルスの調和の破壊を益々案じている、と推測される。ミッドランド一揆が鎮圧されて久しい第三版刊行時、むしろそうした懸案をあらためて具体的に書き足す心境が強まっていたのであろう。この第3篇に盛り込まれた重要な主張の一つが初版から変わらぬ(むしろ時とともに強調された)森林・林野枯渇、すなわちコモン・ウェルス共有の資源喪失への憂慮である点、筆者はあらためて強調したい。失われてゆく森林への危機感は生前各版での異同にも顕われており、著者の重要な副次的テーマの一つであった。⁽⁴⁸⁾同時に解体へ向かうかと思えるコモン・ウェルスの危機現況に直面したノードウンの裡で領主経営効率化を助言し、市場インセンティヴの浸透をつぶさに把握しながら、過度なそれらへの疑念も一層明瞭に表明されるのである。⁽⁴⁹⁾

第二版から追加された第6篇についても第三版では若干の語句の変更、説明的補足がなされているが、数は少ない。ただ一箇所、第二版にあった「そしてそんな次第ゆえ、手許に金銭を持つ者は今、その子息が『将来』手放すかもしれないものを買う可能性がある」という一文が削除されている。⁽⁵⁰⁾潜在的な土地購入層やすでにエステイトを所有するジェントリ家長にとつて刺戟的と判断されたのか、本篇では唯一、第二版から省略されている。ともあれ、社会情勢や価値観の変転、市場インセンティヴの発現に伴う世代間の財産移動状況に、著者は一貫して強い関心と懸念を抱いていたのである。

4 没後、一八世紀刊行の第四版

第四版(一七三八年)の印刷者はR・モンタギュー R Montagu。著者の没後一世紀余を経て一八世紀前半に刊行された。

表題は『サヴェイヤーの対話…通読すれば、あらゆる人、就中、マナー領主、マナー・コートのステュワード、テナント、ファーマー、ハズバンドマンにきわめて有益。三つの篇に分かれ、周到に改訂・訂正のうえ綿密な索引を付す』⁽⁵¹⁾。

表題文言に顕われている通り、想定読者としてこれま
でなかったマナー・コートの執事役 Stewards が明記さ
れている。⁵² 大きな変更は献辞、序文、詩文が全て削除、
本文の前には第1〜3篇までの主旨（第三版と同じ文
言）が記されている。本文は、サヴェイヤー固有の代数
学等の基礎を解説した第4篇、土壤・農法を詳細に論じ
た第5篇、富裕なファーマーへ向けた投資指南たる第6
篇の計三篇が省かれ、第3篇まで採録されていた叙述の
大幅な削除・縮冊がなされた。また唯一、巻末索引の付
いた版本である。⁵³

この版が誰の、どのような目的、意図で発刊されたか
不明であるが、ノードウンの同業者であるサヴェイヤー
職や執事職の存在アピール、職掌手引というよりむしろ、
内容は少し古くなったものの簡明不易なマナー運営指南
の体裁がとられている（但しそれにしては実用性のある
第4〜5篇が省かれた理由が分らない⁵⁴）。また本版の刊
行は土壤改良についての（生前版以来の）所見があらた
めて高く評価されたためかもしれない、とする見解もあ
る（但し土壤改良関係の記述は削除された第5篇に比較
的詳しい⁵⁵）。

第1篇だけは第三版の内容の大部分が再録されている。

但し第三版の小見出しにおいて「領主の行なう」サー
ヴェイに協力を拒む意向のテナントに、法は刑罰を科
す」の後半部、同じく第三版小見出しの「正しい心」
「神への畏敬がなければ、いかなるプロフェッションも
成功し得ない」以降、「身体から見たサヴェイヤー」ま
でに至る箇所が、この版では削除されている。削除箇所
は、職業人、プロフェッションとしてのサヴェイヤーの
どちらかと言うと道義的な心得が信仰上の所見も含めて
説かれている部分で、この省略以外は前版の記述と変わ
らない。

第2篇ではとりわけ後半部に、きわめて大幅な削除が
なされている。領主に対するテナントの役務奉仕と相続
上納物の負担をめぐる議論の一部、相続料やそれに絡ん
でナイト奉仕（保有、封）の議論など、被後見人 Ward
（後見権）及び聖職推薦権 Presentations、聖職禄俗人保
有 Impropriations、隷農保有（身分）Villange とつ
た領主に存する残滓的諸権（収入源）の解説の全て、が
削除されている。一八世紀前期ともなれば、これらの存
在も議論もその意味合いが著者の生前より古び、薄らい
でいたと推測されるほかない。第三版の末尾にあった、
（嘆くべき）社会的変動のなかで望まれる領主とテナン

トのあるべき（互恵的）関係を議論した部分が省筆されているのも、マナー業務の簡易な指南に当該部分は不要あるいは時代遅れ、と編者に判断されたのかもしれない。第3篇でも、第三版の前置き部分で触れられていた当「ボーランド・マナー」内の（領主）邸宅風景を描写する箇所がまず削除される。コート・オブ・サーヴェイで訓令される用務内容の条項（模範書式を含む）は第三版の記載を忠実に再現しているが、それに続く終盤部（器具を含む測量技術論の少なからぬ部分、ファーマーたる陪審の一人を同行させた当マナー内での実地踏査・指導の大部分）では記載が大幅に割愛される。ここは時代に符合しないというより、単に記述が冗長と見なされたのであろう。⁽⁵⁶⁾

5 一九世紀における第五版の編集・発行が物語るもの

第四版からさらに一世紀余を経た一九世紀半ば、建築家 master builder, architect のアংশエーションである建築刊行協会により、第五版が発表されるに至る。

表題は『サヴェイヤーの対話』。編者ジョン・パプワースの記した序、目次の後、直ちに本文に入り、旧来

の第1〜3、6篇（第4〜5篇は省略）の四つが（著者生前の版に比し大幅な省筆を伴って）復刻されている（序での言及や第6篇の再録がある以上、編者は著者生前の第二〜三版の全体を閲読したと思われるが、あえて直近の第四版で行なわれた削除が容認されていることに固有の意図が窺われる）。第1〜3篇は字句などいくつかマイナーな改変を除いて（第三版でなく）第四版の記載をほぼ踏襲し、第6篇では字句など若干の小変更を除き第三版の記載がそのまま再現されている。⁽⁵⁷⁾

本版の刊行目的は編者による序や若干の書き込みに窺われる。彼はノードウンの経歴や著作について概略を述べ、続けて以下のように解説している。「この書物の刊行はロンドンで四版を数えた。……一七三八年の「第四」版本は最初の三篇だけから成っているが、今回の編纂の際にはこれを用いた。第6篇は第三版からリプリントされたものであり、そのタイトルページが補足してある。目次部に主旨のみを記載して第4〜第5篇を省いた本冊は、建築家が目下、その業務遂行をしばしば託されている如き土地財産の最適な配置について助言を、他のどんな専門的職能の権威者よりずっと頻繁に求められる当節の時勢にとりわけ適した労作と思われる。この労

作には、まずは一読を勧めるという以外の称賛は必要あるまい⁽⁵⁸⁾。すなわち、従来諸版に見る内容の推移を当時の認識でほぼ適切にたどったうえで、250年近く前にサヴェイヤーの著した文献を、単なる復刻ではなくいわば実用参考書に近いものとして、当代第一級の建築家が広く同業者へ紹介しているのであり、このことはとりわけ着目されよう。

事実上イングラランド史上最初のサヴェイヤー向けマニュアルのなかで、建物の構築に先立つ市街地測量を併せ重視したフィッツハーバートの記述が象徴的に示している如く、サヴェイヤーや（市街などの）建築家、その後オークシヨニアほか諸プロフェツシヨンの業域が相互に入り組んで重複する状況が継続した⁽⁵⁹⁾。彼らが各々独立したプロフェツシヨン団体を構成する間際のこの時期、『サヴェイヤーの対話』という文献が建築家集団形成の功労者の一人に着眼・評価され、同業者に推奨すべく復刻された事実は特筆に値しよう。一九世紀前期の土地・建物業務のビジネス状況の一端と、同書の（あらためて第6篇を含めた）内容の持つ射程の広さと長さがここに現れてとれる。本版刊行の頃からまもなく、（すでにプロフェツシヨンの確立していた法曹職等の領域以外で、）

サヴェイヤーも建築家も続々と職能団体形成の本格的段階へと移行していくのである⁽⁶⁰⁾。

6 近年の編集・校訂本（主として、最新の校訂による「決定版」）

近年の編集・刊行は、著者生前の最終版である一六一八年刊の第三版を底本にしている点を、まず確認しておきたい。一九七九年、The English Experienceの一冊（no. 945）としてアムステルダム及びノーウッド（アメリカ、ニュージャージー州）の発行者により刊行された⁽⁶¹⁾本文の活字綴りは第三版の忠実な再現で、一種のコピー版といえる。

二〇一〇年、編者M・ネツロフ氏による比較的细节なイントロダクション付きの校訂本が、「決定版 a critical edition」と銘打ってアシュゲイト・パブリッシング社から刊行された⁽⁶²⁾。本版はイントロダクションに新しい視点や研究成果を盛り込み、『サヴェイヤーの対話』の史料価値をあらためて広く着目させた、研究者に裨益するところの大きい編纂成果（実際上の定本化）といえよう。但し本文（活字などは原則、現代化）において綴りの（原典からの）転写ミスなどがいささか散見され、また

Textual Notes に一括された各版本の異同記載は貴重な情報を提供してくれる(本稿でもその恩恵に与っている)反面、第四版だけ記載の対象外とされるなど、万全なものとは言い難い。なおこの校訂本は二〇一六年、ラウトレッジ社から Literary and Scientific Cultures of Early Modernity の一冊として再刊されているが、編者イントロダクションを含め前のアシユゲイト版と全く同一の内容で、編者による修正・改訂は加えられていない。

7 小 括

1. 『サヴェイヤーの対話』の対論風の形式には類書もあり、ひとまず一七世紀早々の優れた農業関連文献の一つと見なせよう。同時に本書は通常の農書の枠を超え、農事・土地制度を基底とするカントリ・ビジネス全体の概論、並びにエステイト・マネジメントの包括的ガイドブックの部類と言い得る。但し椎名氏の示唆された如く実用的な農業技術にかかわる記述は限定的で、管見では農業関連書だが、あくまで地主の利益を優先しつつコン・ウエルス全体の調和、とくに比較的上層のテナントとの協働及び彼らのマナー内利得への配慮も周到に説いている。その実体(＝公刊の最重要目的)は第二―三版

序文の「善意の読者」へ加えられた、当時なお未成熟な技術を駆使する新参「プロフェッション」つまり同業サヴェイヤーの擁護、並びに(とりわけ自身の)宣伝の一環と考えられる。従って期待された読者層は概ね領主・地主、(法律家兼務者を含む)ステュワードやペイリフ、エステイト運営に欠かせぬ中層以上のテナント・ファーマー一般、及びサヴェイヤー同業(あるいは志願)者等々と推測されよう。

2. ノードウン生前の三つの版本に見られる主要な異同には、いずれも少なからぬ意味合いが見てとれる。第一に、第二版より書き加えられた第6篇の重要性は看過できない。ここからは有力テナントによる「野心」、就中、土地購入に地主ファミリ創設の風潮を(懸念しつつ)念頭に置き、当時としては数少ない「投資」指南に及ぶ、格段に広い射程が窺い知れる。第二に、エンクロージャー関連記述の周到な補修正が目を引き、森林消失を憂慮する言説(著者自身、王領などの森林サヴェイヤーも広く経験)が際立つ。一方では、あくまで領主に任用されるサヴェイヤーという固有な立場を持した、可能な限りマナーの経営効率・収益向上に寄与したい強固な意識、市場インセンティブの現状観察・把握の認識と、他方では、

恐らく内面の信仰にも根ざす、コモン・ウェルス全体の福利を顧慮した(野心的競争や混乱を孕む)現状・将来への不安感、……以上二つの間で方向性の揺れを思わせる微妙な文言調整が行われている。そこには、自らが主導した感のある(エステイト・サヴェイヤーの)専門職能化の背後で生じていた、カントリにおける限定的ながら市場競争傾向の現出と内発的資本蓄積の進展過程を、幾ばくか疑念や危機感も交え現場で観察・分析する明敏な視点がある。

3. ノードウン死後刊行のとりわけ第五版には、プロフェッション団体の形成期に至る社会情勢が反映されている。いわば約250年の時を経て建築家が、サヴェイヤーならぬ同業の建築関係者へ向け、半ば実用書として復刻紹介した編集であった。また二〇世紀後期、著者生前最終の第三版をもとに(印字された)コピー版が出され、二一世紀に及んで同じ第三版を底本として新たな「決定版」が校訂・編集のうえ刊行されたことは、農業関連刊本史料の域にとどまらぬ原著固有の特性を、あらためて広く認識させるものである。

註

(1) J. Thirsk, 'Plough and Pen: Agricultural Writers in the Seventeenth Century' in *Social Relations and Ideas: Essays in Honour of R. H. Hilton*, ed. T. H. Aston et al. (Cambridge, 1983), p. 295.

(2) ジョン・ノードウン John Norden (一五四八―一六二五年頃) はサマセットシャー州出身。エステイト・サヴェイヤーにして地図製作者(主に土地の測量、査定、積算に従事するのがサヴェイヤーの職務で、当然彼らはある程度算術や幾何に通じ、多くの場合、関連する地図の製作が伴った)、著述家。オクスフォード大学(ハート・ホール・コレジ)に学び(学士、修士取得、法律家の訓練を受けた後、サヴェイヤーとなる。イングランド各州図・全国図やアルスター、ロンドン市街などの地(形)図製作及びエステイト・サヴェイ業務に従事。その間、ロバート・トレスウエル(註(59)参照)の助手などをつとめる。南部イングランド御料林、コンウォール公領ほか王室・王領関係の直属サヴェイヤー等に任ぜられる。著書多数。ロンドン近在にて死去。サヴェイヤーに向けた一種のスタンダード・ワークとしばしば見なされる「サヴェイヤーの対話」の初版は「J. Norden, *The Surveyor's Dialogue. Divided into five bookes. Very profitable for all men to peruse, that have to do with the revenues of Land, or the manurance, use, or occupation thereof, both Lords and Tenants: as also and especially for such as intend to be seene in the faculty of surveying*

ンが大いに頼って繋がりを保つべく努めた人物の一人と
する。Kitchen, *op. cit.*, pp. 44, 46, 50-53.

- (6) Norden (1st ed.), p. 1 に先立って The Contents of the five books of the Surveyors Dialogue. 初版 (第5篇まで) と第二、第三版の該当部分を比べると、*In the...Booke, is contained (shewed)... (初版) 'The...Booke. Is contained (shewed)... (第二版) 'The...Booke Containeth (Sheweth)... (第三版) といった語句の僅かな変更があるに過ぎない。*

- (7) 「領主」は自らを、多くのマナー many Mannors の領主 Lord と称し、「レント・サーヴィス」「レント・セツク」「レント・チャージ」なる三種の形態すべてで地代を受け取っている旨、発言している。また対話者の「サヴェイヤー」も「貴殿は多くのマナーの領主なので」云々と述べている。従ってこの「領主」はいわゆるカントリ・ジェントリではなく、貴族クラスの大土地所有者と見るのが妥当であろう。Norden (1st ed.), pp. 49, 60.

- (8) 「コート・オブ・サーヴェイ」は通例、サヴェイヤーが領主の下で開く地測関連 (陪審) 集会ともいえるべき場。「マナー・コート」は領主が自らの (領主) 裁判権に基づき、しばしばステュワード (執事職) に代行させ、各テナントを召集して開くのが原則。

- (9) 以上、登場人物を見ると「ファーマー」の場合、「ベイリフ」やコート・オブ・サーヴェイなどの「陪審 (構成員)」を務め得る上層者に限定される。

- (10) 対話者それぞれの立場の相違からくる激論が交される

のは Norden (1st ed.) の対話冒頭部分 (pp. 1-14)。テナント間の競合 (市場的競争) の光景は *ibid.*, pp. 7-10. に活写される。そうした競合に熱狂した人々が hot spirits と形容され、取引を仲介し競合を煽っているのが同じテナント・ファーマーに属する「個人的な情報屋 private intelligencers」「お節介な同輩 [通報者] officious [fond] fellows [informers]」と指摘されているのは大変意味深い。また「サヴェイヤー」の「昔とは異なり昨今、暮らし向きや娯楽において」ハズバンドマンはヨーマンに等しくなり、ヨーマンはジェントルマンに、ジェントルマンはスクワイアに、スクワイアはその上位者に、それ以外の人たちも似たような状況になる」とする発言は社会観・価値観の変化を印象的に伝えている。*Ibid.*, pp. 7-9, 12-14.

- (11) The first Booke, pp. 1-37, *passim*. ここで注目すべき言説として、①サヴェイヤーは測定・計測や図面作製だけでなく、コモンローの関連分野に通じ、古い証書や記録文書が読めて、なおかつ土地価額は多くの事柄について判断力を持たねばならない、とその資質が厳正に列挙されている。*Ibid.*, pp. 15-17. ②サヴェイヤーの養成に関し、テナントの若い有能な者を訓練すべきと (サヴェイヤーに) 指示されて、概ね納得した「ファーマー」が自らこの職務に関心を抱き、「サヴェイヤー」も懇切な助言を与えている。*Ibid.*, pp. 23-28. ③マナーについて望ましいサヴェイ業務の実施頻度は7-10年に一回である旨、他ならぬ「サヴェイヤー」が述べているところから

ら、マナーのこの職域が原則的に概ね外部エキスパートの任用形態をとっていることも分る。*Ibid.*, p. 31.

- (12) *Ibid.*, p. 83. 但し「ファーマー」は「そなたは言っても正直な話、テナントにとって好ましい(人)」と続いている。以下、良識家ではあるが、エステイートの収益性向上に執心する「領主」のイメーজが打ち出される。だからこそ彼がサヴェイヤーの起用に積極的という設定(*Ibid.*, pp. 37-39)。つまり著者にとって不可欠な論点へと接続されるのである。

- (13) *Ibid.*, pp. 47-68.
 (14) *Ibid.*, pp. 68-82. 領主が「正しい良心 good conscience」「正しい道 upright course」にもとづくより以上のテナントへの過度な誅求を自分に期待・要請するのなら、そんな任務・報酬を受けたくない旨、「サヴェイヤー」はあえて言明する(*Ibid.*, pp. 62, 68)。ここに至って、プロフェッションたる「サヴェイヤー」の誇りと倫理意識が最大限、強調される。

- (15) *Ibid.* pp. 86-118.
 (16) *Ibid.* pp. 124-144. マナーの踏査・視察の際、「サヴェイヤー」が「スイリフ」に対し、有能なテナント数名 some sufficient tenants の指名、随行(多くのテナントはサヴェイヤーの業務に随行したがない性向を有す。pp. 23-25)を求めているくだりは、p. 124.

- (17) 第4篇で言及されるサーヴェイ業務関連の著者名に限定して挙げれば、「リチャード・」・ヘニーズ師 Canon ランドルフ「ラダルフ」・エイガス「アッガス」氏、ヴァ

レンタイン・リー「フ」氏・先生 Master「レオナード」・ディッキンズ氏。さらに第1篇では裁判官 Judge のフィッツハーバート先生「ない」。*Ibid.* pp. 152, 184, 22.

- (18) *Ibid.* pp. 180-181.
 (19) サヴェイ業務の結果には、広くパブリックにしてよい情報と、依頼者たる領主のためプライベートに秘すべき情報がある」と「サヴェイヤー」は説く。*Ibid.* p. 183.

- (20) The fifth Booke, pp. 187-244, *passim*. 養魚池に関連して、費用対効果が次のように表現されている。「……先見 providence の欠如と費用 charge の恐怖が、人心をプライベートにせよパブリックにせよ利益(の機会) benefits から遠ざけ、……」p. 220.

- (21) 例えは、職業の意味で calling[s] の語が使われている。*Ibid.* pp. 186, 230.

- (22) *Ibid.* pp. 230-232.

- (23) 「サヴェイヤー」は、例えは昨今の虚栄 vanity や分不相応な野心 ambition を嫌悪し、父祖世代の(うまい)技芸 art や精勤 industry を称賛している。小賢しい野心 apish ambition、貪欲な張り合ふ woolish [wolfish] emulation (*Ibid.*, p. 216)、浅薄な模倣性即 peevish imitation (*Ibid.*, p. 220) など、どれも似た意味でネガティブに用いられる。*Ibid.*, pp. 218-224.

- (24) John Norden, *The Surreyors Dialogue Very profitable for all men to peruse, but especially for all Gentlemen, or any other Farmer, or Husbandman, that shall either*

have occasion, or be willing to buy or sell Lands: As in the ready and perfect Surveying of them, with the manner and Methode of keeping a Court of Survey by many excellent rules, and familiar Tables to that purpose. As also, The true and right use of the Manuring of Grounds, or Occupation thereof, as well in the Lords, as in the Tenants: being the true faulthe of Surveying of all manner of Lands and Tenements, &c. Now newly Imprinted. And by the same Author enlarged, And a sixth Booke newly added, of a familiar and pleasant conference, betwene a Purchaser, and a Surveyor of Lands: of the true use of both, being very needfull for all such as are to Purchase Lands, whether it be in Fee simple, or otherwise by Lease. Divided into sixe Bookes by I. N. (London, 1610). (筆者は Bodleian Library 所蔵本を引用した EEBO 電子復刻版を用いた。以下、Norden (2nd ed.) と表記)

- (25) Norden (2nd ed.), p. 1 に先立ち、The Contents of the sixe Bookes of the Surveyors Dialogue. 初版にならば The sixt Booke とその内容概要が追加され、その文言は第三版でも変更なし。新規追加の第6篇に登場する「購入(希望)者」も、単純封土権付きの土地購入を願う、相応に富裕なテナントと推定できる。結局、第6篇を含め本書では、中層以下のテナント・ファーマー、ないしそれ以外の階層の人物は登場せず、読者層としても、善意の読者へ宛てた序文のタイトルで初版の領主とテナン

トに、第二版からサヴェイヤーが加わっている如く、いずれにせよ小農やハズバンドマンは(第二・三版のタイトルには記されるが)実際上ほとんど想定されていないかと見えてくる。

- (26) Norden (1st ed.), pp. 15, 23, 8-9; (2nd ed.), pp. 15, 23, 8-9.
 (27) (1st ed.), p. 79; (2nd ed.), p. 80. なお第三版を見ると、「領主」の発言に「……かかぬ(前述のような)悪弊 abuses に対して、神は、(自分自身では(本来)お許しにならない、我々を再び隷属民 bondmen へ陥らせる暴君 some tyrant の手中に人々を委ねてしまわれる恐れがある)」の一文が新たに追加されている。(3rd ed.), p. 80.
 (28) (1st ed.), p. 68; (2nd ed.), p. 68.
 (29) 全40箇条のうち点は初版から変わっていない。(1st ed.), pp. 93, 102, 111-117; (2nd ed.), pp. 95, 103, 106-109.
 (30) 註(46)参照。
 (31) (2nd ed.), pp. 145-206, *passim*.
 (32) 森林減少の問題については、例えば、(1st ed.), pp. 211-215; (2nd ed.), pp. 172-176. 森林減少をめぐる問題に、ミッドランド一揆の動因との関連も含め、当時議論の対象になりつづけたトビックと云えた。M. Netzlöf (ed.), *John Norden's The Surveyors Dialogue (1618) A Critical Edition* (Ashgate, 2010; Routledge, 2016). Introduction, p. xxxix, p. 167, n. 95. (本版については註(29)を参照。)ノードゥン自身は「コモン・ウェルス」の紐帯維持との緊密なかかわりで森林保全を捉えようとしてい

た。以上、第二版に見る第一版との記載異同をめぐっては Netzlöf (ed.), *op. cit.*, Textual Notes, pp. 203-211. の該当箇所も参照した。

(33) (2nd ed.), pp. 207-220.

(34) 「購入(希望)者」は第3篇で語られる実測や踏査に同行した陪審(Jury of Survey)の一人と称する。その手持ち金100マーク(ないしポンド)を、著者は欄外小見出し marginalia に little money と見なしている。(2nd ed.), pp. 207-208) が、100マークは概ね60ポンドに相当し、ネンロフ氏によればそれである近代初期としては比較的大きな(資産)額とされる。Netzlöf (ed.), *op. cit.*, p. 194, n. 4. 結局「サヴェイヤー」の投資提案を、「購入(希望)者」は「最小の資力で最大限の利益を期す、もっとも真正な方針」として受け容れる筋立てになっている。(2nd ed.), p. 214.

この第6篇ではほかに、人心や世相風潮の(世代間)変転の渦中で根強い家系存続・家産継承の願望(若年者の)浪費・非行及び狂乱・虚栄の性向とその模倣や伝播市場インセンティヴの増大に伴う急速な社会層移動……等々の議論が展開される(小見出しにもあるが、折角の世襲財産もこの世情ではあたかも装われた運命の輪転の如し、といった印象的な表現が用いられている。(2nd ed.), p. 216)。著者自身の倫理観も踏まえたコモン・ウェルスターの調和重視と、実務家的な合理発想の二元要素が併存しているさまが窺われ、一七世紀初期の主にカントリ・イングランドの社会分析として非常に啓発的と思われる。

(2nd ed.), pp. 207-218, *passim*.

(35) (2nd ed.), pp. 218-220.

(36) John Norden, *The Surveyors Dialogue, Very profitable for all men to peruse, but especially for Gentlemen, Farmers and Husbandmen, that shall either have occasion, or be willing to buy, hire, or sell Lands: As in the ready and perfect Surveying of them, with the manner and Method of keeping a Court of Survey with many necessary rules, and familiar Tables to that purpose. As also, The use of the Manuring of some Grounds, fit as well for Lords, as for Tenants. Now the third time Imprinted. And by the same Author enlarged, and a sixth Booke newly added, of a familiar conference, betwene a Purchaser, and a Surveyor of Lands; of the true use of both, being very needfull for all such as are to purchase Lands, whether it be in Fee simple, or by Lease. Divided into sixe Bookes by I. N. (London, 1618). 筆者は一九七九年刊行の *The English Experience*, no. 945, Walter J. Johnson Inc., Norwood, Theatrum Orbis Terrarum, Ltd. 版、及び二〇一〇年刊行の (ed.) M. Netzlöf, Ashgate 版の双方を参照した。(なお両版には僅かだが字句以外にメイナーな異同がある。Norden (3rd ed.) と表記し、引用ページは *The English Experience* 版による。) p. 1 に先立って *The Contents of the sixe Bookes of the SURVEY-ORS Dialogue*, 第一〜六篇の内容概要は第二版を踏襲。*

(37) (1st ed.) To the benevolent Readers, 3rd page; (2nd

- ed.), To the benevolent Readers, 3rd page [2nd]: (3rd ed.), To the benevolent Readers, 3rd page: Netzlöff (ed.), *op. cit.*, p. 8 and n. 3. Introduction p. xxxviii.
- (38) (1st ed.) To the benevolent Readers, 4th page: (2nd ed.), To the benevolent Readers, 4th page [3rd verso]: (3rd ed.), 3rd-4th page: Netzlöff (ed.), *op. cit.*, p. 8.
- (39) 若干挙げられ、自身のサーヴェイ体験から得た具体名称を加え (3rd ed., pp. 57-58), 隷農由来の賦役労働に就いて道義上も含めた説明を増やし (pp. 78-80) する。
- (40) コート・オブ・サーヴェイで規定される用務として第三版では二箇条が追加される。マナー内で領主のリート裁判所 *leete* や十人組 *Frank-pledge* 検査などの機能が十分か、それが果たされていないのは領主の怠慢やステュワードの腐敗墮落によるものである、といった趣旨の一条 (同版第36条)。及び、マナー内に隠匿された土地 *land concealed* あるいは据え置かれたままの地代 *rent detained* の実例があるか、又は、いわゆる死手 *Mortmain* による保有不動産 (権) の事例があるか、といった趣旨の一条 (同版第39条)。 (3rd ed., pp. 120-121. 以上が加わって全42箇条に増えている。そして、第二版の第36条は第三版では第37条に変わり、なおかつ「記録文書がなければ、正しいサーヴェイ (業務) はほとんど成り立ち得ない」の一文が新たに補足されている (p. 121)。
- (41) 第3篇で二版から削除された箇所はこれ以外、ほとんど見当たらない。 (3rd ed., p. 141: (1st ed., p. 138: (2nd ed., p. 129: Netzlöff (ed.), *op. cit.*, p. 121 and n. 171.
- (42) 森林管理に対するノードゥン自身の関与を示すものとして、早くも一六〇〇年から南部イングランドの御料林サーヴェイヤーに任じられ、また初版刊行の翌年にあたる〇八年頃、御料林や木材の現況に言及した報告などを作成し、コンウォール公領の担当者時代には測量対象地に産する材木の販売収益を報酬の一部として受け取っていたこと、等々が挙げられる (DNB, art., John Norden by C. H. Coote, *ODNB*, art., John Norden by F. Kitchen)。
- (43) 以上 (3rd ed.), p. 142.
- (44) Norden (1st ed.), p. 97: (2nd ed., p. 99: (3rd ed., p. 99.
- (45) (3rd ed., pp. 98-101. 共有地にかかわる入会権的な種別が一層、詳しく書き加えられた (p. 101)。
- (46) Norden (3rd ed., p. 154: (1st ed., p. 152: (2nd ed., p. 144. なお生前版からは、聖書や古典古代の書籍からの自在な引用に加え、ブラクトン [pp. 55-56, Bracton] などの法律書、及び数学やサーヴェイ実務にかかわる先行関連書 (フィッツハーバート [p. 22, Fitzherbert]、ベニス [p. 154, Benese]、ディグダス [p. 154, Digges]、リース [p. 154, 189, Lea, Leigh]、エイガス [「アッガス」 [p. 154, Agas] の著作) にノードゥン自身、漏れなく目を通していることが窺い知れる (「」内は第三版における引用ページ、原綴り)。
- (47) 以上は、Norden (3rd ed., pp. 223-224: (1st ed., pp. 217-218: (2nd ed., pp. 178-179. なお法令・制定法 *statute* とは、ネットロフによれば無人化やエンタローシヤを規制

しようとしたテューダー朝政府の一連の制定法とされる。
Netzlöf (ed.), *op. cit.*, p. 172, n. 125.

- (48) 著者のエンクロージャ観の推移(その悪影響への憂慮、規制強化への賛同)も含め、*ibid.*, xxxvi-xc. に詳細な言及がある。ミッドランズ一揆の(本書への)影響については、*ibid.*, xxxiv-xxxv. も参照。

- (49) 一七世紀初期における最大の改良事業すなわち「プロジエクトの一つに、いわゆるフェン(沼沢地帯) the Fens の灌漑・干拓が挙げられ、「ペイリフ」がこれに貢献した技師らの名前も含めて話題になっているが、そのような成果が「まろしく彼ら自身の称賛、近隣住民の共同福利 common good に大きく寄与するものである」とした初版「第二版の文言に対し第三版では「ロモン・ウィール全体」にも(大きく寄与する)」と付け加えられる。(3rd ed.), pp. 195-196: (1st ed.), p. 189; (2nd ed.), p. 149; Netzlöf (ed.), *op. cit.*, p. 150, p. 11-12.

- (50) Norden (3rd ed.), p. 252 [262]: (2nd ed.), p. 216. 以上第三版に見る先行版との記載異同をめぐって、Netzlöf (ed.), *op. cit.*, Textual Notes, pp. 203-211. の該当箇所を参照した。

- (51) John Norden, *The Surveyors Dialogue Very profitable For all Men to peruse, Especially Lords of Mannors, Stewards of Manor Courts, Tenants, Farmers and Husbandmen. Divided into Three Books, carefully Revised and Corrected; together with an Exact Index. The Fourth Edition.* (London, 1738). (蔵納地 British Library 所蔵本)

をもとにした電子複製版を用いた。以下、Norden (4th ed.) と表記) p. 1 に先立って、The CONTENTS. 第一〜三篇の内容概要の文言は第三版と同一である。

- (52) ヘインズワースによれば、一七世紀半ばにおけるマナー執事職は、ハウスホルドの家令、エステイト・ステュワード、マナー裁判所ステュワード、の三つの職制に分類できる。各々、とりわけ後二者は、職域と担当者(時折、法曹職による兼務)が重複することでも少なくなかった。D. R. Hainsworth, *Stewards, Lords and People* (Cambridge U. P., 1992), pp. 10-11.

- (53) 以下(4th ed.), pp. 1-61 (The FIRST BOOK), 62-119 (The SECOND BOOKE), 120-213 (The THIRD BOOKE), 214-223 (INDEX).

- (54) 一八世紀の少なくとも前半は、本書第四版より少し前に『領主に対する執事の任務』(初版、一七二七年)を著したエドワード・ロレンス(一六七四〜一七三九年)の如き優れたランデ・サヴェイヤー兼執事などが出現したものの、これらの職域に見る専門化の進展は全体として停滞し、きわめて漸次的であつたと推定される。Edward Laurence, *The Duty of a Steward to his Lord* (London, 1727). ロレンスに代つて、高橋裕「エドワード・ロレンス考——イングランド初期近代に見るエステイト・「プロフェッション」をめぐって動向の一側面——」(『西洋史学』第24号、2011年) 40〜59頁を参照。

- (55) S. A. E. Mendyk, 'Speculum Britanniae: Regional Study, Antiquarianism, and Science in Britain to 1700

(University of Toronto Press, 1989), pp. 70-72. なお後述のジェームズ・グレンジャーは恐らく本版に眼を通したと推測される(註(57)も参照)。

(56) 第四版収録の二つの篇では、異同といってもほとんどがノードゥン生前版(とりわけ第三版)からの削除であり、主たる削除部分のあらましを指摘するにとどめた。

(57) John Norden, *The Surveyor's Dialogue*, J. W. Papworth (ed.), *Architectural Publication Society: Detached Essays and Illustrations issued during the year 1848...*, 1852 (London, 1853). 以下 Norden (5th ed.) と表記。本版の編者ペーパーズ John Woody Papworth (一八二〇-七〇年) は、父、弟と同様、建築・設計、著述などに広く従事した。父が創設に関わり副会長も務めた Institute of British Architects の正会員として、議事・運営(に参画)、Architectural Publication Society の成立とその刊行物への寄稿、及び弟とともに同 Society 編『建築辞典』の製作に貢献している。本版は同 Society の発足(一八四八年)から間もない、きわめて初期の編纂・刊行といえる。O. D. N. B., art., John Woody Papworth by A. Cates rev. J. Elliott; John Buonarroti Papworth by A. Cates rev. J. Elliott; J. S. Curl and S. Wilson (eds.), *Oxford Dictionary of Architecture* (3rd ed., Oxford U. P., 2015), art., J. B. Papworth, pp. 554-555. 本版には前世紀の J・グレンジャーによる本書の評価が紹介されている。James Granger (一七三三-七六年) は聖職者、肖像画等コレクター、伝記作者。主著に『*A Biographi-*

cal History of England from Egbert the Great to the Revolution (一七六九年以降) がある(ODNB, art., James Granger by L. Peltz)。彼は『サヴェイヤーの対話』(読んだのは恐らく第四版、又はそれ以前の版本を「価値ある労作 a work of merit」²⁷、きわめて非凡なもの」と評している(Norden (5th ed.), page 2)。但し本版において土地価格基準などの数値はノードゥン生前版のままで改訂されず、あらためて再録された第6篇を含め長きにわたる社会状況の変化に対応している。

(58) (5th ed.), page 1-2. の文言から推測するに、現状に乗じて業域を拡げたい建築関係者の思惑が、第6篇を採録した本版編集目的の一端にあったかも知れない。

(59) [John] Fitzherbert, *The Boke of surveying and Improvements* (London, 1523), Number 657; *The English Experience Its Record in Early Printed Books Published in Facsimile* (Amsterdam and Norwood, 1974), fo. xxxiii.-xxxv. [Cap. xix. What a surveyor shude do.] 概ね一八世紀以降、土地取引にオークション(オークン・ミーア)の果たした役割に気づいた F. M. L. Thompson, *Chartered Surveyors: the growth of a profession* (London, 1968), pp. 47-49.; H. J. Habakkuk, *Marriage, Debt, and the Estates System: English Landownership 1650-1950* (Oxford, 1994), p. 529. など参照。なかばロバート・トレスウェル Robert Treswell (サヴェイヤー兼建築図案設計家のラル「レイ」²⁸ Ralph Treswell (一五四〇頃-一六一六-一七七年)の子。サベセットシャー

- 紋章官 herald はかを経てトレント河以南王室領等の森林サヴェイヤー)の下でノードウンととも(年少の)助手を務め、後に王室領関係のサーヴェイ担当職をノードウンから引継ぐことになるジョン・ソープ John Thorpe (一五六四/五—一六五五年)は、サヴェイヤー兼建築・設計家ぶとりわけ遠近法・透視画法ほか大陸の技法も採り入れた建築図案製作者として名高い。なお一七世紀では、政治算術・統計家スティー William Petty (一六二三—一八七七年)がサヴェイヤーとして大きな実績を上げ、また大火後のロンドン再建・開発計画にかかわったピエール Peter Mills (一五九八—一六七〇年)・シヤーン Edward Jerman (一六〇五頃—一六六八年)・オリヴァー John Oliver (一六一六—一七〇一七〇一年)・レイボーン William Leybourn (一六二二—一七〇六年)・レン Christopher Wren (一六三二—一七二三年)・フック Robert Hooke (一六三五—一七〇三年)らの職域を見ると、程度の差はあれ建築・設計家と市街地サヴェイヤーの業種が含まれていた。ODNB, art. John Thorpe by M. Ains' Curt and Wilson (eds), *op. cit.*, art. John Thorpe, pp. 766-767; F. Kitchen, 'John Norden (c. 1547-1625)'..., p. 58; J. Schofield (ed.), *The London Surveys of Ralph Treswell* (London Topographical Society Publication No. 135, 1987), p. 8.
- (60) 一六世紀に至り建築家、サヴェイヤーとも続々、専門職団体を結成する(RIBAの原型の創設が一八三四年「勅許は三十七年」RICSのそれは一八六八年「勅許八一年」)。
- (61) J (ohn) N (orden), *The Surveyors Dialogue* (London, 1618), Number 945. The English Experience Its Record in Early Printed Books Published in Facsimile (Amsterdam and Norwood, 1979).
- (62) M. Netzloff (ed.), *John Norden's The Surveyor's Dialogue (1618) A Critical Edition* (Ashgate, 2010). 本書には、その書評を寄せるものがある。Reviews by A. McRae (*Agricultural Historical Review*, vol. 59, pt. 2, 2011); by P. J. Murray (*Catographica*, vol. 46, no. 4, pt. 4, 2011); by P. D. A. Harvey (*Economic History Review*, vol. 65, no.1, 2012); by J. Matthews (*Rural History*, vol. 23, no.1, 2012).
- (63) 以下、筆者から見つ、編者による転写の誤りとと思われる語・綴り(現代化や補正と解し得るケース、適否が筆者の判断に余るケースは除外)を挙げておく。()内に、第三版原典の English Experience (一九七九年)版にコラーされた該当ページ・行、原綴りを示した。p. 7, 1.24, *Preface to Readers*, tenants (*The Epistle to the Reader*, 2nd page, 14, Tents); p. 16, 1.15, condemned (p. 2, 1.22-23, contenned); p. 16, 1.21, you (p. 2, 1.29, your); p. 16, 1.24, same (p. 3, 1.1, name); p. 21, 1.7, overbidding (p. 9, 1.31, out-bidding); p. 23, 1.3, not (p. 12, 1.25, but); p. 26, 1.1, Lord (p. 16, 1.2, Land); p. 33, 1.26, though (p. 26, 1.24, thou); p. 34, 1.11, man (p. 27, 1.18, many); p. 52, 1.6, strays (p. 50, 1.10, estrayes); p. 61, 1.6, warrenteth (p. 61, 1.21, warranteth); p. 61, 1.24, wished (p. 62, 1.15, wist); p. 73, 1.15-16, When...Countrymen. (p. 78, 1.7-9,

Why...Country-men?); p. 76, l. 32, full (p. 82, l. 27, full); p. 81, l. 5, so it this (p. 86, l. 18, So if this); p. 98, l. 15, do they. (p. 111, l. 3, doe they?); p. 114, l. 1, Where (p. 132, l. 7, Wherefore); p. 159, l. 25, plot (p. 208, l. 20, plow); p. 189, l. 19, following (p. 237-247, l. 24, following); p. 200, l. 20, given (p. 253 [263], l. 6, giuing)

原典の欄外小見出し部分の転写誤記も右に倣う。以下に通じ。p. 24, p. 36, polls (p. 14, posts); p. 36, p. 97, are of (p. 31, are as); p. 65, p. 134, Every profession hath defects. (p. 68, All professions haue defects.)

編者作成・解説の脚注部分や多くの誤謬や疑問の余地ありと思われるケースを挙げれば、以上の通り。

() 内は筆者による指摘事由。Book 1 p. 26, p. 45 *meres* lakes, p. 28, p. 58 *Mere* lake (この *mere* は境界(線)の意); p. 31, p. 69 *butts* borders (誤りではなくが、原文の *butts* and bounds という一括表現で土地の境界(表示)を意味する *butts* を示す *butts*)。Book 2 p. 45, p. 31 *eschet* Norden's discusses... (Norden discusses...); p. 52, p. 64 *strays* right to have livestock graze on common lands. (*strays* は原文の *estrays* の転写誤り) p. 60, p. 109 に示されている通り、逃走(迷失)家畜の意); p. 56, p. 84 Bracton Henry de Bracton, eleventh-century author of *De Legibus et consuetudinibus Angliae*... (ブラクトン「ブラクトン」は十一世紀ではなく十三世紀(一二六八年没)の聖職者、裁判官、法学者で、挙げられている同世紀前期刊行『イングラントの法と慣習法について』の著

(編纂)者とされる。当該書の発行年が、文献資料リスト (p. 213) も併せ一五六九年となっているが、これは恐らくヘードマンも目を通したのである。後世版本のそれ、読者の誤解を招く恐れがある)。Book 3 p. 89, p. 42 *estoppel* obstruction to the flow of water. (*estoppel* という法制用語の本義(禁反言)に触れる) p. 90, p. 44 *Stinted* setting of boundaries of land (文脈から見て、土地の境界設定ではなく、入会権に伴う家畜などの放牧制限を分る *stinted* の意) p. 106, p. 1, Book 4 p. 134, p. 15 'Randolph Agas' Ralph (or Randolph) Agas was... (前註の Randolph は *Radulph* と綴った) Book 5 p. 148, p. 4 *Flags* rocks (文脈から見るとの *Flag[s]* は雑草) 刀状葉を持つアヤメ科植物の一種) p. 158, p. 45 *estoppels* dams (p. 89, p. 42 と同じ指摘) 以上の *stinted* や *flags* の語義に関する指摘は、註(32)に挙げた Harvey 氏の書評を一部参照した。

(64) M. Netzlöf (ed.), *John Norden's The Surveyor's Dialogue (1618) A Critical Edition* (Routledge, 2016).